



## 障害者雇用納付金制度の改正について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正、H27年4月から施行

### ■「障害者雇用納付金制度」改正の概要

- 1 平成27年4月から、常時雇用している労働者数が**100名を超える全ての事業主**に拡大され、納付金の申告が必要となります。（現在200名を超える事業主が対象）
- 2 平成28年4月から前年度（平成27年4月～平成28年3月）の雇用障害者数をもとに次の手続きが必要です。
  - (1)障害者雇用納付金の申告
  - (2)障害者の法定雇用率(2.0%)を下回る場合は、障害者雇用納付金の納付
  - (3)障害者の法定雇用率(2.0%)を上回る場合は、調整金の支給申請が可能

詳細は、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）ウェブサイトから検索できます。

[http://www.jeed.or.jp/disability/koyounoufu/koyounoufu\\_seido.html](http://www.jeed.or.jp/disability/koyounoufu/koyounoufu_seido.html)

[http://www.jeed.or.jp/disability/koyounoufu/download/kaisei\\_h27\\_noufu.pdf](http://www.jeed.or.jp/disability/koyounoufu/download/kaisei_h27_noufu.pdf)